

2009年 新型インフルエンザ対策ブロック会議

新型インフルエンザ対策について

厚生労働省 健康局
結核感染症課

1

本日の予定

1. これまでの動き
2. 行動計画の改定
3. ガイドラインの策定
4. 国の対応
5. 市町村の役割
6. まとめ

2

1. これまでの動き

3

行動計画・ガイドライン等の策定

- ・ 2005年5月(WHO)
「世界インフルエンザ事前対策計画」
- ・ 2005年12月(関係省庁対策会議)
「新型インフルエンザ対策行動計画」
- ・ 2006年6月(新型インフルエンザ専門家会議)
「インフルエンザウイルス(H5N1)
ガイドライン フェーズ3」
- ・ 2007年3月(新型インフルエンザ専門家会議)
「新型インフルエンザ対策ガイドライン
フェーズ4以降」

4

法改正による対応(平成20年5月)

- ① 新型インフルエンザを感染症法及び検疫法に位置づけ、
検疫措置、入院措置等の法的根拠を整備
- ② 新型インフルエンザに感染したおそれのある者に対する
健康状態の報告要請や、外出自粛の要請規定の創設、
停留先施設に医療機関以外の施設を追加する等、
まん延防止策を拡充
- ③ 鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に位置づけ、
入院措置等の法的根拠を整備

5

与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関する プロジェクトチームによる提言(平成20年6月)

- ① 新型インフルエンザ発生時等の在外邦人の支援
- ② 検疫体制の強化
- ③ 抗インフルエンザ薬の備蓄量増加
- ④ プレパンデミックワクチンの事前接種の検討
- ⑤ パンデミックワクチンの研究開発・製造体制の強化
- ⑥ 保健所を中心とした地域の医療体制の確立
- ⑦ 個人、家庭、企業、学校、マスコミにおける取組の要請
- ⑧ 国・地方公共団体の危機管理体制の整備、
自衛隊の活用方法の明確化

6

「行動計画」と「ガイドライン」の改定等

平成20年4月～11月

新型インフルエンザ専門家会議



平成20年11月28日

関係省庁対策会議にて改定案提示



平成20年12月

パブリックコメント募集



平成21年2月17日

確定・公表

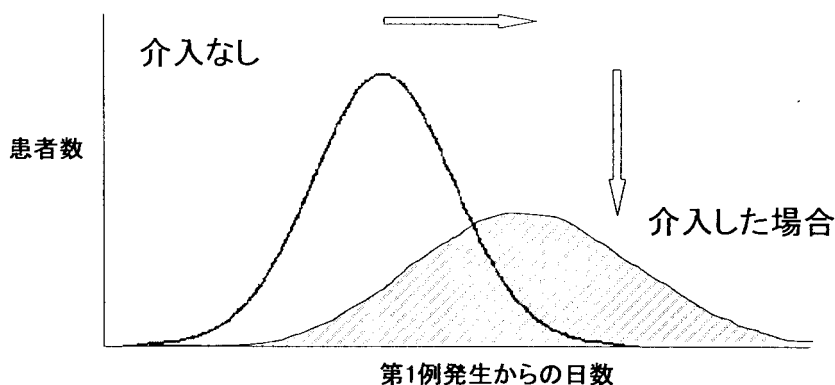
7

2. 行動計画の改定

8

大流行時における公衆衛生的介入の目的

- 大流行のピーク時期を遅らせ、平坦化させることにより、
- ⇒ ピーク時の医療サービスへの負荷・被害を減らす。
 - ⇒ 感染者、受診者、入院者、死亡者の同時多発を減らし、社会機能への影響を減らす。
 - ⇒ ワクチン供給等の対策の時間を確保する。



新型インフルエンザ対策の方針

新型インフルエンザは未だ発生していないため、
対策の有効性については、不確定要素が多い

(=1つの対策への偏重はリスクが大きい)



各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、
バランスの取れた戦略を目指す

「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定等について (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)

最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、関係省庁や新型インフルエンザ専門家会議での検討を踏まえ、

- ① 「新型インフルエンザ対策行動計画」を全面改定
- ② 既存の各種指針等の内容を全面的に見直すとともに、整理・体系化し、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を新たに策定

新型インフルエンザ対策行動計画(改定)

○発生の段階ごとに、対策の考え方、関係省庁の対応、省庁間の連携・協力等の方針を明記。

※主な改定内容

【目的の明確化】

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること、
- ② 社会・経済を破綻に至らせないこと

【新たな「段階」の設定】

従来のWHOによるフェーズに変え、我が国における対策の転換点の時期を示す5段階を新たに設定

【社会・経済機能の維持】

社会・経済機能の破綻を防止するための取組を強化

新型インフルエンザ対策ガイドライン(策定)

○各種対策について、取組の内容や方法、国、自治体、企業、家庭、地域等の役割分担等を具体的に示し、国民各層での取組を促すための指針とする。

- ・水際対策
- ・検疫体制の整備
- ・国内での感染拡大防止対策
- ・医療提供体制の整備
- ・抗インフルエンザウイルス薬の流通・使用
- ・ワクチン接種の進め方(※検討中)
- ・企業・職場での取組
- ・個人、家庭及び地域での取組
- ・リスクコミュニケーション
- ・埋火葬対策

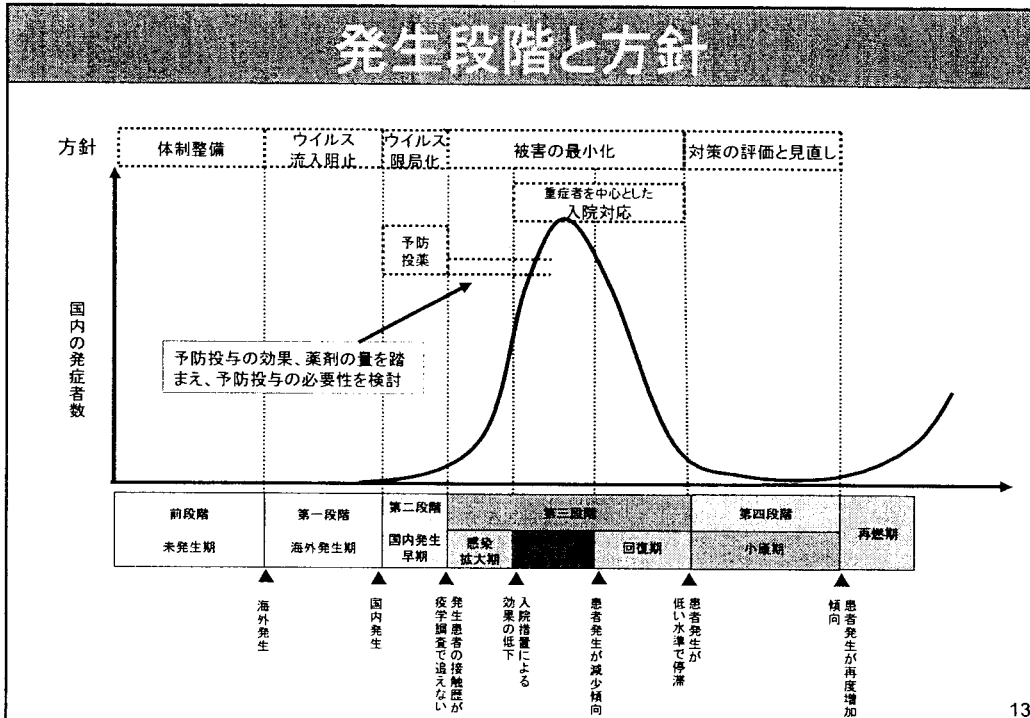
11

新型インフルエンザ対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること
- ② 社会・経済を破綻に至らせないこと

(新型インフルエンザ対策行動計画「基本的考え方」より) 12

発生段階と方針



新型インフルエンザ対策行動計画(改定後)の概要

○行動計画に基づき、関係省庁が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進。

主たる目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- 社会・経済を破綻に至らせない。

流行規模・被害想定

- 罹患率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数 1,300万人～2,500万人
- 死亡者数17万人～64万人
- 従業員の欠勤最大40%程度

発生段階ごとの主要な取組

【未発生期】→ 発生に備えた準備

- ・行政機関・事業者における事業継続計画策定
- ・感染防止等のリスクコミュニケーションの実施
- ・医療提供体制の整備
- ・抗インフルエンザウイルス薬及びプレパンドミックワクチンの備蓄

【海外発生期】→ ウイルスの侵入防止・在外邦人支援

- ・総理・全閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」設置
- ・検疫の集約化、停留等の開始
- ・国民(在外邦人を含む。)への情報提供の強化
- ・医療従事者等へのプレパンドミックワクチンの接種開始
- ・パンデミックワクチンの製造開始

【国内発生早期】→ 感染拡大防止

- ・感染者の感染症指定医療機関等への入院措置
- ・学校の臨時休業、不要不急の集会等の自粛要請
- ・事業者に対する不要不急の業務の縮小要請

【感染拡大期、まん延期、回復期】

→ 健康被害最小化、社会・経済機能の維持

- ・パンデミックワクチンが製造され次第、接種開始
- ・社会的弱者への支援
- ・まん延期には、原則として、全ての医療機関で重症者を受入れ。軽症者は自宅療養

【小康期】

→ 第二波への備え

- ・対策の評価
- ・資器材、医薬品の再配備

3. ガイドラインの策定

15

新型インフルエンザ対策ガイドライン(新規策定)の概要

- 各分野における対策の内容や実施方法、関係者の役割分担等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国、自治体、企業、家庭、地域等における具体的な取組を促進。

ウイルスの国内侵入防止、国内まん延防止

1. 水際対策に関するガイドライン
:ウイルスの侵入防止や在外邦人の円滑な帰国の実現に向け、感染症危険情報発出、検査集約化、入国制限等を実施。
2. 検査に関するガイドライン
:検査措置(検査、隔離等)の詳細な手順や留意点、関係機関の連携等を示し、実施体制を整備。
3. 感染拡大防止に関するガイドライン
:初動対応や地域・職場における対策により、国内でのまん延を可能な限り抑制。

医療の確保

4. 医療体制に関するガイドライン
:都道府県における医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。
5. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
:タミフル等の流通体制を整備するとともに、医療機関に対し適切な治療・予防投与の方法を普及。
6. ワクチン接種に関するガイドライン(検討中)
:パンデミックワクチン等の接種対象者、順位及び供給・接種体制等を提示。

国民各層の取組、社会・経済機能の維持等

7. 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
:事業継続計画の策定等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。
8. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策に関するガイドライン
:個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発(外出・集会自粛、学校休業等)。
9. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン
:国民や関係機関に適切な情報提供を行うことにより、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。
10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
:死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

6

1. 水際対策に関するガイドライン

海外で新型インフルエンザが発生した場合の水際対策については、次の2つの課題の両立を可能な限り追求。

【課題】

- | | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 1. ウイルスの侵入防止を徹底し、国内でのまん延を可能な限り防ぐ | 2. 帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現する |
|----------------------------------|---------------------------|

【対策の概要】

- WHOがフェーズ4を宣言した場合、直ちに新型インフルエンザ対策本部を設置し、次の初動対処方針を決定。
- ※ WHOの宣言前であっても、新型インフルエンザの発生が強く疑われる場合には、関係閣僚会議を開催し、初動対処方針を決定。

感染症危険情報	在外邦人等に対し、渡航延期、帰国の検討等について情報提供
代替的帰国手段	定期便が運航停止となる場合、在外邦人の帰国手段を確保(政府専用機、自衛隊機等)
外国人の入国制限	査証措置による発生国からの外国人の入国を制限
検疫集約化	発生国からの便を検疫実施空港・港を4空港・3港等に集約化
停留措置	感染のおそれのある入国者を宿泊施設等で、最大10日間停留

※水際対策については、国内での感染の拡大に応じ、段階的に縮小

17

2. 検疫に関するガイドライン

水際対策の一環として、ウイルスの国内侵入を可能な限り防止するため、新型インフルエンザ対策本部等の決定に基づき、検疫措置の強化を開始。

【対策の概要】

事 項	内 容
検疫集約化	発生国からの旅客機・客船に対する検疫の実施を次の空港・港に集約化 ・ 4空港(成田、関西、中部、福岡) ・ 3港(横浜、神戸、関門)等
検疫の流れ	旅客機・客船からの検疫前通報 → 機内・船内での健康質問票配付 → 医師の診察 → 隔離・停留・健康監視
実施体制	関係機関の初動体制、検査体制、患者搬送体制等の整備
情報収集・提供等	情報収集・共有、出入国者への情報提供等
関係機関の連携	入国管理局、税関、警察、海上保安部署、航空会社・旅客船会社等との情報共有、連携強化
職員の安全確保	感染防止策(个人防护具等)、感染曝露の場合の予防投与、家族への感染防止等

18

③ 感染拡大防止に関するガイドライン

国内で患者が発生した場合、医療機能の維持等の観点から、流行速度を緩めるための感染拡大防止対策を講ずることが重要。

入院又は自宅療養	○ 患者を入院又は自宅療養させ、抗インフルエンザウイルス薬等により適切に治療
患者との接触者への要請	○ 患者からウイルスの曝露を受けた者に対し、健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施
地域対策	○ 学校、保育施設等の臨時休業 ※ 都道府県は、管内で第1例目の患者が確認された時点で、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請。ただし、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案し、市区町村単位で臨時休業の判断を行うこともありうる。 回復期になれば、都道府県は、概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討。 ○ 集会、催し物、コンサート等不特定多数の者が集まる活動の自粛 ○ 外出の自粛、公共交通機関の利用自粛
職場対策	○ 職場内感染を防止し、出勤する職員を減らしつつ、重要業務を継続
食料品等の備蓄	○ 各世帯は、最低限の食料品・生活必需品等を備蓄 ○ 市区町村は、住民支援(食料品等の備蓄や配付)を実施

19

4. 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携することが必要。

発生前	○ 二次医療圏単位で保健所中心に、行政、医師会等関係者による対策会議を設置 ○ 医療機関の役割分担を踏まえた体制整備(発熱外来準備、入院可能病床数試算、新型インフルエンザの診療を原則行わない医療機関等) ○ 医療機関の収容能力を超えた場合の準備(自宅療養、医療機関間の連携等)
海外発生期	○ 慢性疾患等の定期受診患者に長期処方を行う等、受診機会を減らすよう調整 ○ 発熱相談センターを整備し、住民に周知
国内発生早期 感染拡大期	○ 発熱外来を整備し、住民に周知 ○ 感染が疑われる者を感染症指定医療機関等に搬送 ○ 感染症指定医療機関等は、検査、入院治療を実施
まん延期	○ 感染拡大防止効果が得られなくなった場合、入院措置を中止 ○ 発熱相談センター、発熱外来や医療機関は、軽症患者に自宅療養を勧奨 ○ 事前の了承の下で、かかりつけ医師は、電話診療により慢性疾患患者の感染の有無が診断できた場合、FAXにより抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行 ○ 医療機関は、産科・小児科など新型インフルエンザ以外の医療の維持に努める。 新型インフルエンザの診療を原則行わない医療機関は、他の診療に専念
回復期	○ 対策を段階的に縮小。医療従事者に休暇付与 ○ 患者数の予測を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬、資器材等を適切に配分

20